

中野市建設工事に係る前金払及び中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中野市財務規則（平成17年4月1日規則第42号。以下「規則」という。）第74条の規定に基づき、本市が発注する建設工事に係る前金払及び中間前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 建設工事に係る前金払及び中間前金払の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 1件の契約金額が100万円を超えるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の行う保証を受けたもの

(金額)

第3条 前金払のできる額は、契約金額の10分の4以内とする。

2 中間前金払のできる額は、契約金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額は、契約金額の10分の6以内とする。

3 前2項により算出した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(中間前金払の認定)

第4条 請負者は、中間前金払に係る認定を受けようとするときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事工程表（施工内容がわかるもの）
- (2) 工事履行報告書（様式第1-2号）

2 市長は、中間前金払認定請求書が提出され、次に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、中間前金払認定書（様式第2号）を請負者に交付するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(請求)

第5条 請負者は、前金払（中間前金払）請求書（様式第3号）に当該建設工事に係る保証事業会社が発行する前払金（中間前払金）保証書を添付して請求するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年1月15日から施行し、平成22年1月25日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附則

この要領は、令和元年12月12日から施行し、令和元年12月25日以降に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。